

育児休業にかかる保育の実施継続届出書

令和 年 月 日

猪名川町長 様

保護者住所 猪名川町

育児休業取得者

保護者氏名



別紙育児休業取得証明書のとおり育児休業を取得し、現在保育所（認定こども園）入所中の児童を家庭保育すべきところですが、引き続き下記の理由により継続利用を希望しますので、裏面の記載事項を確認のうえ、下記のとおり保育の実施継続（継続利用）を届出いたします。

また、復職後には、速やかに勤務証明書の提出をします。

利用施設名	(保育所・認定こども園)		
在園児名	生年月日	年 月 日	(歳児クラス)
	生年月日	年 月 日	(歳児クラス)
出生児童名	生年月日	年 月 日	
育児休業期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
職場復帰予定日	令和 年 月 日		
継続理由	<input type="checkbox"/> 既に利用している児童が 5歳児 の利用で、次年度に小学校への就学を控えており、入所児童の環境に配慮するため。 <input type="checkbox"/> 入所児童の発達上環境の変化が好ましくないため。※1 <input type="checkbox"/> 保護者の健康状態や新生児の健康状態がよくない場合。※2 <input type="checkbox"/> その他（下記空白に継続理由を記入）		
出生児童の施設利用予定月	令和 年 月		

育児休業にかかる保育の実施継続について

【目的】

育児休業中は、本来、家庭で保育すべきところですが、当該児童の保育所等での保育を継続実施することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とするとともに、保護者の育児負担を軽減し、育児休業の取得を促すことで、子育て支援の増進を図ることも目的とします。

ここでいう育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づくものです。

【要件】 下記の要件をすべて満たす方。

- (1) 産前 8 週よりも前から保育所等に入所している児童が対象で、かつ当該児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続入所の必要があると認められる場合。
- (2) 保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっている場合。

【継続期間】

保育の実施継続を認めることができる期間は、原則、出産日から1年間（出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までとします。（例：9月15日生⇒9月30日まで継続）
ただし、継続入所期間中に育児休業対象児童の利用申込みを行ったが、入所不承諾となった場合においては、入所できるまで、最長 1 歳に達する日の属する年度末まで継続入所期間を延長できる場合があります。

【保育時間】

育児休業中の保育時間は、保育短時間（1日最大8時間）内とします。

※町内の保育所・認定こども園の保育短時間の利用時間は、8：00～16：00です。

【手続き】

- (1) 産前休暇開始日より前に、母子健康手帳の写し（交付日記載の表紙、妊娠中の経過のページ、出産予定日記載のページ）を添付して提出してください。
- (2) 出産後1か月以内に、「育児休業取得証明書」、**「育児休業にかかる保育の実施継続届出書」**を提出してください。
継続理由が表面の※1「入所児童の発達上環境の変化が好ましくないため。」に該当する場合は、保護者との個別面接等により家庭における保育環境等をヒアリングさせていただき、状況から保育の継続利用の可否を総合的に判断させていただきます。
継続理由が表面の※2「保護者の健康状態や新生児の健康状態がよくない場合。」に該当する場合は、医師からの診断書を提出してください。
- (3) 復職後1か月以内に、「勤務証明書(復職)」を提出してください。
※1か月以内に提出できない場合は、保育の実施解除（退所）となります。

【育児休業対象児童（新生児）の保育所等利用申込可能月】

利用開始希望日は、職場復帰日の前月1日からの利用申込をすることができます。利用開始希望月の前月10日までに町役場こども課まで保育所等入所申込をしてください

（例：10月1日に職場復帰日の場合・・・利用開始日9月1日からの利用申込が可能。

8月10日までに、保育所等入所申込書等の提出）

【その他】

育児休業中の継続利用中において、町内保育所等の当該年齢に待機児童が多数でている場合は、継続利用について相談させていただく場合がございます。